

参考資料

(歴史的風土部会資料)

平成17年6月
国土交通省

1. 古都保存法の概要について

京都、奈良、鎌倉など、わが国往時の政治・文化の中心として歴史上重要な「古都」における歴史的風土を保存するため、昭和41年に制度化。



三井寺(大津市)



三千院御殿門(京都市)

古都保存法 : 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

2. 法制定の経緯

- 急激な都市発展等に伴い、昭和30年代後半に全国的に**宅地開発が急増**、**京都、奈良、鎌倉**において、文化人や市民団体による**反対運動**が展開された
- **既存の制度では対応に限界**があり、鎌倉市長が京都市、奈良市に新法立法化運動の協力要請を働きかけ、関係者等への協力依頼を実施、法制定の原動力となった
- 昭和40年12月、**議員立法**として提案・可決され、昭和41年1月13日に公布、同年4月15日から施行された



嵐山(京都市)



稲淵棚田(奈良県明日香村)



三井寺(大津市)

御谷(おやつ)騒動 (昭和39年)

- 鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷」)の開発計画に対し、文化団体や文化人、僧侶、学者等、市民による反対運動が巻き起こる
- 行政による数度の調整が行われたが解決に至らず、市民団体等は「風致保存連盟」を結成し、保存運動を展開
- また、鎌倉在住の文化人により「財団法人鎌倉風致保存会」が設立、買収補償を目的とした募金活動を開始
- 反対運動発生から約一年後、計画縮小・募金等による残地買収をもって騒動は収束



鶴岡八幡宮(鎌倉市)



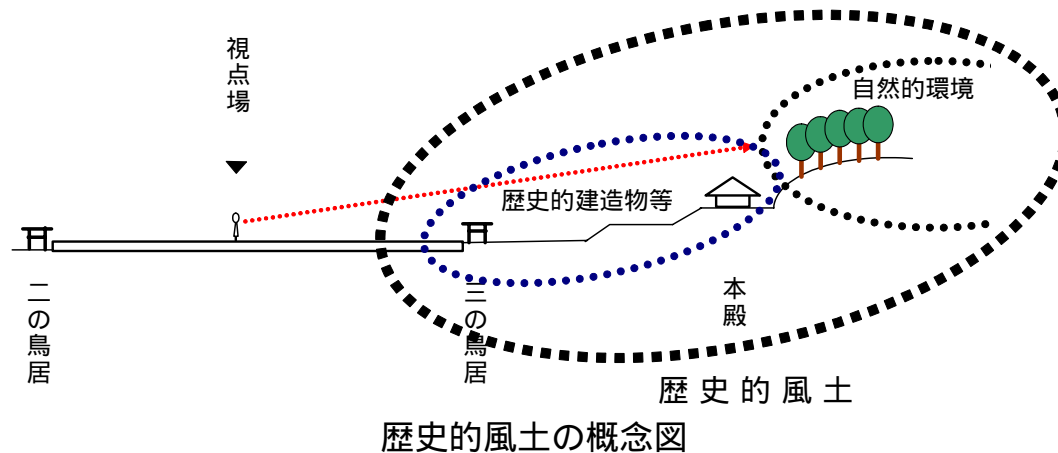
御谷騒動の開発予定区域図

3. 歴史的風土とは



『歴史的風土』とは

古都保存法においては、わが国の歴史的な建造物や遺跡等と、それらを取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況をいう



歴史的風土審議会資料(平成9年12月)をもとに作図

4. 古都保存法の仕組み

法の目的

わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき古都における歴史的風土を保存することにより、国土愛の高揚・文化の向上発展に寄与

古都・・・わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村

(京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市)

法制度による取り組み

・歴史的風土保存区域の指定(国土交通大臣指定)

建築物の建築、宅地の造成等について届出・勧告制により歴史的風土を緩やかに保存

・歴史的風土保存計画の決定(国土交通大臣決定)

歴史的風土保存区域について、行為の規制その他歴史的風土の維持保存に関する事項等を定める

・歴史的風土特別保存地区の都市計画決定(府県・政令市指定)

建築物の建築、宅地の造成等について許可制により歴史的風土を現状凍結的に保存



京都市



奈良県明日香村

5. 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の決定状況

歴史的風土保存区域・同特別保存地区の決定状況

都市名	歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
	地区数	面積ha	地区数	面積ha
京都市	14	8,513.0	24	2,861.0
奈良市	3	2,776.0	6	1,809.0
斑鳩町	1	536.0	1	80.9
天理市		1,060.0	2	82.2
櫻井市	4	1,226.0	1	304.0
橿原市		426.0	4	212.0
明日香村	-	2,404.0	-	2,404.0
鎌倉市	5	981.6	13	573.6
逗子市		6.8	0	0.0
大津市	5	4,557.0	0	0.0
計	32地区	22,486.4	51地区	8,326.7

国土交通省調べ

平成17年3月31日現在

明日香村における歴史的風土保存地区の決定状況

	地区数	面積(ha)
第1種歴史的風土保存地区	4	125.6
第2種歴史的風土保存地区	1	2,278.4
総計	5	2,404.0

6. 行為規制の運用状況及び土地買入れ面積

古都における歴史的風土は、法に基づく行為許可の厳格な運用と、土地の買入により保たれている。

行為規制の運用状況及び土地買入れ面積

	歴史的風土 保存区域	歴史的風土特別保存地区					
	行為の届出 件数	許可申請 件数	うち 許可	不許可	買取申 出件数	買取面積(m ²)	金額(千円)
京都市	11,253	2,102	1,825	277	260	1,871,920	22,843,731
奈良県	1,569	7,294	6,048	905	1,066	2,446,792	42,976,303
うち明日香村	-	3,600	3,241	262	261	400,753	7,284,678
神奈川県	5,768	1,121	959	162	161	656,187	11,671,957
計	18,590	10,517	8,832	1,344	1,487	4,974,899	77,491,991

国土交通省調べ

平成15年3月31日現在

注1) 奈良県の届出データは平成6年度以降の数値

注2) 「うち明日香村」のデータは昭和55年12月27日以降の件数

7. 歴史的風土の保存をめぐる状況と課題

平成10年3月19日 歴史的風土審議会意見具申より

- **古都をはじめ全国の都市における歴史的な風土の保存の必要性**
 - ・ 古都以外の都市における歴史的な風土の保存・継承のための取り組みの推進
 - ・ 文化財調査を踏まえた新たな古都指定の可能性
- **保存区域を超えた古都全体の風土の継承**
 - ・ 古都保存法に基づく取り組みと併せ、まちづくりの一環として都市全体の歴史的な風土を保存、継承する考え方
- **歴史的風土の保存と農林業等との調和**
- **国民的な参加に基づく歴史的風土の保存の必要性**

8. 今後の古都保存行政に求められるもの

古都保存法における検討

「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」
(平成10年3月19日 歴史的風土審議会意見具申)

3. 今後の古都保存行政に求められるもの
- 古都保存行政の理念の全国展開
 - 古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進
 - 凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開
 - 国民の自発的活動を促す普及啓発活動の展開と条件整備

「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」

(平成15年4月14日 国土交通大臣諮問)

近年、古都以外の市町村においても、地域における歴史的・文化的資産の保全と活用を通じて地域の活性化を目指す動きが見られる。

こうした情勢を踏まえ大津市における新たな古都指定など今後の古都保存行政のあり方について検討する必要がある。

社会状況からの要請

観光立国行動計画決定

平成15年7月31日
観光立国関係閣僚会議

今後実施すべき課題として、日本の魅力・地域の魅力の確立のため、地域文化財や歴史的遺産等の保存・修復等や地域の魅力溢れる伝統文化の継承・発展などが挙げられる

景観緑三法の制定

平成16年 6月公布
平成16年12月施行
平成17年6月全面施行

- 都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、わが国で初めての景観に関する総合的な法律を制定
- 広告物規制の実効性を確保するため、屋外広告物法を改正
- 緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するため、都市緑地法、都市公園法を改正



歴史的な風土を活かした「まちづくり」への展開 9

9. 古都以外の都市における取組み

(山口県萩市における事例)

- ・ 昭和30年代後半から、武家屋敷や土塀の残る地区における宅地開発が急増
- ・ 昭和47年、「萩市歴史的景観保存条例」を制定。武家屋敷等の残る地区を歴史的景観保存地区に指定し、一定の行為の届出を義務付け、助言、指導、勧告制により歴史的街並みを保存
- ・ 同条例は平成2年に「萩市都市景観条例」として大幅に内容を改変・拡充。伝統的建造物群保存地区の取組み、萩都市景観賞の創設、住民のまちづくり活動との協働などにより、萩市固有の都市遺産の保存・活用による「萩まちじゅう博物館構想」を実践中



10. 検討の視点

古都保存行政の理念を全国展開し、歴史的な資産を活かしたまちづくりを進めるためには、地域が持つ歴史的資産の保存・活用の視点に留まらず、地域の歴史や風土、伝統的行事、生活様式、住民の気風など、幅広い視点が必要。

